

～消費者注意情報～

偽ヤフーの架空請求に注意しよう！

～「有料動画サイトの未払利用料金がある」とのSMSを送り付けています～

(平成29年9月19日)

ヤフー、ヤフー総合窓口、ヤフー総合受付、Yahoo等と名乗って、利用した覚えのない有料動画サイトの未払料金をSMS(ショートメッセージサービス)で請求する事業者(偽ヤフー)について、東京都は消費者庁と共同で調査を行い、平成28年12月に情報提供(<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/shobun/shobun161222.html>)を行っているところですが、相変わらず多くの相談が消費生活センターに寄せられています。

相談事例1

ヤフーを名乗って、有料動画サイト利用料の未納があるので連絡せよとのSMSが届いたので、深く考えずに、SMS掲載の電話番号に連絡した。10万円の未納があるのですぐに大手通販会社のギフトカードを購入して番号を連絡するようと言われ、指示に従った。数時間後、別の団体から電話があり、「40万円の未払金があり、相手事業者は訴訟準備中のようだ。今ならまだ間に合うので和解してはどうか。ギフトカードを購入して番号を電話で伝えるように。」と言われた。和解が成立すれば全額返金されると言われたので、ギフトカードを購入して番号を伝え、返金用に自分の銀行口座も教えてしまった。(60歳代 男性)

相談事例2

ヤフーサポートセンターというところから、「有料サイトの登録後、料金未納。本日中に連絡がない場合は法的手続きをする。」とSMSが届いた。大手事業者名での連絡だったので、気になってSMS記載の連絡先に電話をすると、個人情報を知られた上で、「1年分延滞している。6万円が未納だ。」と言われた。コンビニでギフト券を購入して番号を教えるように言われたので、そのとおりにした。1週間後、財団法人を名乗る者から電話があり、「先日の支払いの件で訴訟手続きに移行してしまった。手続きを止めるには20万の保証金が必要。保証金はすぐに返金できる。」と言われたので、コンビニでギフト券を購入して番号を伝えた。その後、返金がないので電話して苦情を言ったが、結局振り込みはなく、電話もつながらなくなってしまった。(40歳代 男性)

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 架空請求は無視しましょう！

覚えのない利用料金について問い合わせの電話をすると、執拗な支払い請求を受けることになります。不審なSMSは無視して削除し、連絡はしないようにしましょう。

偽ヤフーだけではなく、別の大手サイト事業者を騙った同様の架空請求があるので、注意しましょう。

★ 支払い請求には絶対に応じないでください！

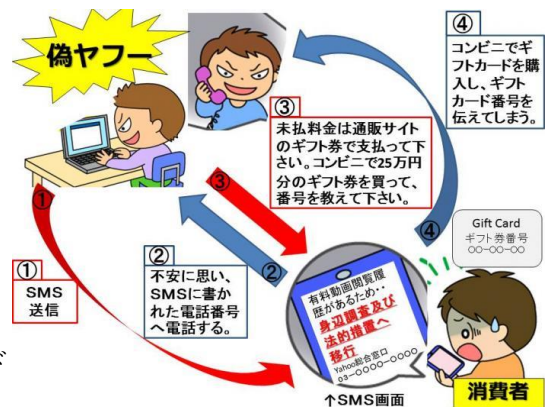
架空請求に対してお金を支払ってはいけません。たとえギフトカードを相手に渡していなかったとしても、番号を伝えると、相手は額面の金額を使うことができます。相手の求めのままに、ギフトカードを購入したり、番号を教えないでください。

※参考:東京くらしWEB「消費者被害情報」(インターネット専用プリペイドカードの悪用に気を付けて！)

→<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/141219.html>

★ 困ったときには消費生活センターに相談を！

不審なメールに困惑したときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)

03-3235-2400(架空請求110番)

<架空請求通報サイトへ情報をお寄せください>

「東京くらしWEB」において、架空請求を受けた方からの通報を受け付けています。通報いただいた内容は、架空請求事業者一覧ページでの情報提供や、架空請求メール送信事業者に対する警告等に活用します。

東京くらしWEB「STOP架空請求」(架空請求通報受付中)<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>